

第2章 地下水質測定結果

本章は、水質汚濁防止法第16条により神奈川県知事が作成した「平成16年度地下水質測定計画」に基づき、神奈川県と水質汚濁防止法政令市である10市（横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市及び茅ヶ崎市）がそれぞれ実施した地下水の水質測定結果を取りまとめたものである。

1 測定の概要

(1) 実施期間及び測定頻度

概況調査及び定期モニタリング調査については、年1回、平成16年10月から11月にかけて実施した。

汚染井戸周辺地区調査については、年1回実施した。

(2) 調査の種類及び測定地点数

ア 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、「メッシュ調査」と「定点調査」を実施した。

(ア) メッシュ調査

県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を1kmメッシュに区切り、各メッシュ内ごとに1つの井戸を選定し、その井戸の水質について調査するものであり、4年間かけて井戸の存在する全てのメッシュについて調査できるように年次計画を立てて実施している。

メッシュ調査は、10年度から開始し、13年度までの4年間で県内37市町村の1,138メッシュを調査した。14年度からは、17年度までを計画期間とする2巡目に入っている。

16年度は、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市、三浦市、伊勢原市、愛川町、清川村、城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の11市5町1村で319地点の井戸の水質について調査した。

(イ) 定点調査

水質の経年的変化を調査する目的で、定点を定めて継続して調査しており、平成16年度は18市17町1村で99地点の井戸の水質について調査した。

イ 定期モニタリング調査

前年度までの調査の結果により、汚染が確認された地点において、継続的な監視を行う

ため、平成 16 年度は 15 市 3 町で 132 地点の井戸の水質について調査した。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で環境基準を超過した地点のうち、周囲の井戸状況等を勘案した 20 地点、定期モニタリング調査で新たに環境基準を超過した 1 地点、合わせて 21 地点について、その汚染範囲を確認するために、汚染井戸周辺地区調査を実施し、8 市 2 町の 121 地点の井戸の水質について調査した。

上記について表にまとめると次のとおりである。

調査の種類		測定市町村	測定地点数	実施期間、測定頻度
概況調査	メッシュ調査	11 市 5 町 1 村	319 地点	16 年 10 月～11 月に実施 (年 1 回)
	定点調査	18 市 17 町 1 村	99 地点	
定期モニタリング調査		15 市 3 町	132 地点	
汚染井戸周辺地区調査		8 市 2 町	121 地点	16 年度中に実施 (年 1 回)
計		19 市 17 町 1 村	671 地点	

(3) 測定項目

調査の種類	区分	項目名
概況調査 (メッシュ調査 定点調査)	環境基準項目	(1)カドミウム (2)全シアン (3)鉛 (4)六価クロム (5)砒素 (6)総水銀 (7)アルキル水銀 (8)PCB (9)ジクロロメタン (10)四塩化炭素 (11)1,2-ジクロロエタン (12)1,1-ジクロロエチレン (13)シス-1,2-ジクロロエチレン (14)1,1,1-トリクロロエタン (15)1,1,2-トリクロロエタン (16)トリクロロエチレン (17)テトラクロロエチレン (18)1,3-ジクロロプロペン (19)チウラム (20)シマジン (21)チオベンカルブ (22)ベンゼン (23)セレン (24)「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」 (25)ふっ素 (26)ほう素
	特殊項目	(1)フェノール類
	一般項目	(1)電気伝導率 ^{**1} (2) pH ^{**2} (3)水温 (4)臭気 (5)外観
定期モニタリング調査	環境基準項目	(1)鉛 (2)砒素 (3)四塩化炭素 (4)1,1-ジクロロエチレン (5)シス-1,2-ジクロロエチレン (6)1,1,1-トリクロロエタン (7)1,1,2-トリクロロエタン (8)トリクロロエチレン (9)テトラクロロエチレン (10)ベンゼン (11)「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」
	一般項目	(1)電気伝導率 ^{**1} (2) pH ^{**2} (3)水温 (4)臭気 (5)外観
汚染井戸周辺地区調査	環境基準項目等	汚染範囲を確認するために必要な項目

- ※1 電気伝導率 水の電気の流れやすさを示す数値で、水中に含まれる陽イオン、陰イオンの合計量の目安になる。純水は電気伝導率が低く電気が通りにくく、不純物の多い水では電気伝導率は高くなる。(単位mS/m)
- ※2 pH 水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。pHが7の時に中性で、それより大きい時にアルカリ性、小さい時に酸性になる。

(4) 測定方法

「平成16年度地下水質測定計画」に定める測定方法に基づき実施した。

2 測定結果の評価方法

(1) 環境基準項目の評価

測定地点における測定値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

なお、本文中において「検出」とは、報告下限値以上で検出されたことをいう。

地下水の水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）による。

(2) 特殊項目及び一般項目の評価

測定地点における測定値が評価基準値以下の場合に、評価基準を達成していると評価する。

なお、本文中において「検出」とは、報告下限値以上で検出されたことをいう。

特殊項目のフェノール類及び一般項目のpHの評価基準については、水道法第4条に基づく水質基準に準ずる。

3 測定結果（概況調査、定期モニタリング調査）の総括

（1）概況調査

ア メッシュ調査（表 1-1）

11市5町1村の319地点を調査したところ、環境基準項目については、281地点で環境基準を達成（達成率88.1%）し、38地点で達成していなかった。

達成していなかった38地点については、四塩化炭素、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の4項目のいずれかが環境基準を超過しており、9市2町（横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、大和市、平塚市、三浦市、伊勢原市、城山町及び相模湖町）で該当していた。

なお、環境基準を達成していなかった4項目のうち、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の超過地点が最も多く、7市1町（横浜市、横須賀市、藤沢市、相模原市、平塚市、三浦市、伊勢原市及び相模湖町）で24地点に及んでいた。

特殊項目については、すべての地点において評価基準を達成していた。

一般項目のうち、pHは横浜市、藤沢市、伊勢原市及び清川村の4地点で評価基準を達成していなかった。

イ 定点調査（表 1-2）

18市17町1村の99地点を調査したところ、環境基準項目については、95地点で環境基準を達成し（達成率96.0%）、4地点で達成していなかった。

達成していなかった4地点については、テトラクロエチレンと「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の2項目のいずれかが4市（川崎市、藤沢市、大和市及び鎌倉市）で該当していた。

特殊項目と一般項目については、すべての地点において評価基準を達成していた。

（2）定期モニタリング調査（表 1-3）

15市3町の132地点を調査したところ、環境基準項目については調査した11項目のうち、55地点で環境基準を達成し、77地点で達成していなかった。

達成していなかった77地点については、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロエタン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の7項目のいずれかが環境基準を超過し、12市3町（横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、秦野市、海老名市、座間市、寒川町、松田町及び愛川町）で該当していた。

一般項目のうち、pHは横浜市、川崎市及び藤沢市の5地点で評価基準を達成していなかった。

表 1-1 メッシュ調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率 (%)	未達成項目	達成地点数	達成率 (%)
環境基準項目	26	319	16	259	81.2	4	281	88.1
特殊項目	1	259	0	0	0	0	259	100
一般項目	5	319	—	—	—	1	315	98.7
全項目の集計	32	319	16	259	81.2	5	277	86.8

注1：検出地点数は、1地点で複数項目検出された場合でも1地点として算定。以下同じ。

注2：達成地点数とは、調査した項目をすべて達成した地点数を指す（一般項目については、pHの評価基準を達成したもの）。以下同じ。

表 1-2 定点調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率 (%)	未達成項目	達成地点数	達成率 (%)
環境基準項目	26	99	12	97	98.0	2	95	96.0
特殊項目	1	99	0	0	0	0	99	100
一般項目	5	99	—	—	—	0	99	100
全項目の集計	32	99	12	97	98.0	2	95	96.0

表 1-3 定期モニタリング調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況		環境基準等達成状況	
	項目数	地点数	項目数	地点数	未達成項目	達成地点数
環境基準項目	11	132	8	123	7	55
一般項目	5	132	—	—	1	127
全項目の集計	16	132	8	123	8	53

4 測定結果（概況調査、定期モニタリング調査）の概要

（1）項目別測定結果

ア 概況調査（メッシュ調査）（表 2-1）

（ア）環境基準項目

- 四塩化炭素が 319 地点のうち 13 地点、トリクロエレンが 319 地点のうち 29 地点、テトラクロエレンが 319 地点のうち 32 地点、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が 259 地点のうち 242 地点で検出されたが、このうち、四塩化炭素は 2 地点、トリクロエレンは 9 地点、テトラクロエレンは 7 地点、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」は 24 地点でそれぞれ環境基準を達成してなかった。（達成率はそれぞれ 99.4%、97.2%、97.8%、90.7%）
- なお、環境基準は達成していたが検出された項目は、カドミウムが 1 地点、鉛が 3 地点、六価クロムが 1 地点、砒素が 1 地点、1,1-ジクロエレンが 7 地点、シス-1,2-ジクロエレンが 5 地点、1,1,1-トリクロエタンが 25 地点、1,1,2-トリクロエタンが 1 地点、1,3-ジクロプロペンが 1 地点、セレンが 2 地点、ふっ素が 46 地点、ほう素が 107 地点であった。

（イ）特殊項目

- フェノール類はすべての地点で不検出であった。

（ウ）一般項目

- pH は、4 地点で評価基準を達成していなかった。
- 電気伝導率は、8～120mS/m の範囲であった。
- 水温は、11.3～21.8℃ の範囲であった。

イ 概況調査（定点調査）（表 2-2）

（ア）環境基準項目

- テトラクロエレンが 99 地点のうち 8 地点、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が 99 地点のうち 91 地点で検出されており、このうち、テトラクロエレンは 1 地点、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」は 3 地点で環境基準を達成していなかった。（達成率はそれぞれ 99.0%、97.0%）
- なお、環境基準は達成していたが検出された項目は、カドミウムが 1 地点、鉛が 3 地点、砒素が 1 地点、ジクロメタンが 1 地点、四塩化炭素が 3 地点、1,1,1-トリクロエタンが 6 地点、トリクロエレンが 5 地点、セレンが 2 地点、ふっ素が 13 地点、ほう素が 41 地点であった。

（イ）特殊項目

- フェノール類は、すべての地点で不検出であった。

（ウ）一般項目

- pHは、すべての地点で評価基準を達成していた。
- 電気伝導率は、8～150mS/mの範囲であった。
- 水温は、14.3～32.2℃の範囲であった。

ウ 定期モニタリング調査 (表 2-3)

環境基準項目について、11 項目を測定したところ8項目が検出されたが、このうち7項目が環境基準を達成していなかった。

(ア) 環境基準項目

- 四塩化炭素 47 地点のうち 18 地点、1,1-ジクロロエチレンが 34 地点のうち 8 地点、シス-1,2-ジクロロエチレンが 46 地点のうち 13 地点、1,1,1-トリクロロエタンが 73 地点のうち 43 地点、トリクロロエチレンが 88 地点のうち 61 地点、テトラクロロエチレンが 89 地点のうち 68 地点、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が 44 地点のうち 44 地点で検出されたが、このうち、四塩化炭素は 1 地点、1,1-ジクロロエチレンは 2 地点、シス-1,2-ジクロロエチレンは 9 地点、1,1,1-トリクロロエタンは 1 地点、トリクロロエチレンは 29 地点、テトラクロロエチレンは 28 地点、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」は 25 地点で環境基準を達成していなかった。(達成率はそれぞれ 97.9%、94.1%、80.4%、98.6%、67.0%、68.5%、43.2%)
- なお、環境基準は達成したが、検出された項目は、砒素が 1 地点であった。

(イ) 一般項目

- pHは、5 地点で評価基準を達成していなかった。
- 電気伝導率は、9～86mS/mの範囲であった。
- 水温は、14.5～20.6℃の範囲であった。

表2-1 メッシュ調査項目別測定結果

総測定地点数：319地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準値等超過地点数	最高濃度	検出率(%)	環境基準値等達成率(%)	環境基準値又は評価基準値
環境基準項目	カドミウム	259	1	0	0.004	0.4	100	0.01mg/L 以下
	全シアン	259	0	0	—	0	100	検出されないこと
	鉛	259	3	0	0.009	1.2	100	0.01mg/L 以下
	六価クロム	259	1	0	0.04	0.4	100	0.05mg/L 以下
	砒素	259	1	0	0.005	0.4	100	0.01mg/L 以下
	総水銀	259	0	0	—	0	100	0.0005mg/L 以下
	アルキル水銀	199	0	0	—	0	100	検出されないこと
	PCB	259	0	0	—	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	319	0	0	—	0	100	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	319	13	2	0.0022	4.1	99.4	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	319	0	0	—	0	100	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	319	7	0	0.01	2.2	100	0.02mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	319	5	0	0.035	1.6	100	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	319	25	0	0.01	7.8	100	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	319	1	0	0.0015	0.3	100	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	319	29	9	0.092	9.1	97.2	0.03mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	319	32	7	0.029	10.0	97.8	0.01mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	319	1	0	0.0002	0.3	100	0.002mg/L 以下
	チウラム	259	0	0	—	0	100	0.006mg/L 以下
	シマジン	259	0	0	—	0	100	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	259	0	0	—	0	100	0.02mg/L 以下
	ベンゼン	319	0	0	—	0	100	0.01mg/L 以下
	セレン	259	2	0	0.003	0.8	100	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	259	242	24	29	93.4	90.7	10mg/L 以下
	ふっ素	259	46	0	0.6	17.8	100	0.8mg/L 以下
	ほう素	259	107	0	1	41.3	100	1mg/L 以下
	計	319	注1 259	注1 38		81.2	88.1	
特殊項目	フェノール類	259	0	0	0	0	100	0.005mg/L 以下
	計	259	0	0		0	100	
一般項目	電気伝導率	319						
	pH	319		4	9.3		98.7	5.8以上8.6以下
	水温	319						
	計	319		4			98.7	
	合計	319	注1 259	注1 42		81.2	86.8	

注1：計、合計については、同一地点で複数検出された場合1地点とした。

注2：網かけは、環境基準値超過項目を示す。

表2-2 定点調査項目別測定結果

総測定地点数：99地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準値等超過地点数	最高濃度	検出率(%)	環境基準値等達成率(%)	環境基準値又は評価基準値	
環境基準項目	カドミウム	99	1	0	0.001	1.0	100	0.01mg/L 以下	
	全シアン	99	0	0	—	0	100	検出されないこと	
	鉛	99	3	0	0.008	3.0	100	0.01mg/L 以下	
	六価クロム	99	0	0	—	0	100	0.05mg/L 以下	
	砒素	99	1	0	0.005	1.0	100	0.01mg/L 以下	
	総水銀	99	0	0	—	0	100	0.0005mg/L 以下	
	アルキル水銀	82	0	0	—	0	100	検出されないこと	
	PCB	99	0	0	—	0	100	検出されないこと	
	ジクロロメタン	99	1	0	0.004	1.0	100	0.02mg/L 以下	
	四塩化炭素	99	3	0	0.0008	3.0	100	0.002mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	99	0	0	—	0	100	0.004mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	99	0	0	—	0	100	0.02mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	99	0	0	—	0	100	0.04mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	99	6	0	0.0019	6.1	100	1mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	98	0	0	—	0	100	0.006mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	99	5	0	0.021	5.1	100	0.03mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	99	8	1	0.013	8.1	99.0	0.01mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	99	0	0	—	0	100	0.002mg/L 以下	
	チウラム	99	0	0	—	0	100	0.006mg/L 以下	
	シマジン	99	0	0	—	0	100	0.003mg/L 以下	
	チオベンカルブ	99	0	0	—	0	100	0.02mg/L 以下	
	ベンゼン	99	0	0	—	0	100	0.01mg/L 以下	
	セレン	99	2	0	0.003	2.0	100	0.01mg/L 以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	99	91	3	28	91.9	97.0	10mg/L 以下	
	ふっ素	99	13	0	0.2	13.1	100	0.8mg/L 以下	
	ほう素	99	41	0	0.76	41.4	100	1mg/L 以下	
		計	99	注1 97	4		98.0	96.0	
	特殊項目	フェノール類	99	0	0	—	0	100	0.005mg/L 以下
計		99				0	100		
一般項目	電気伝導率	99							
	pH	99		0	—		100	5.8以上8.6以下	
	水温	99							
	計	99		0			100		
合計		99	注1 97	4		98.0	96.0		

注1：計、合計については、同一地点で複数検出された場合1地点とした。

注2：網かけは、環境基準値超過項目を示す。

表 2-3 定期モニタリング調査項目別測定結果

総測定地点数：132地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準値等超過地点数	最高濃度	検出率 (%)	環境基準値等達成率 (%)	環境基準値又は評価基準値
環境基準項目	鉛	2	0	0	—	0	100	0.01mg/L 以下
	砒素	3	1	0	0.005	33.3	100	0.01mg/L 以下
	四塩化炭素	47	18	1	0.0022	38.3	97.9	0.002mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	34	8	2	0.35	23.5	94.1	0.02mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	46	13	9	4.1	28.3	80.4	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	73	43	1	1.7	58.9	98.6	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	1	0	0	—	0	100	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	88	61	29	2.3	69.3	67.0	0.03mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	89	68	28	2.4	76.4	68.5	0.01mg/L 以下
	ベンゼン	1	0	0	—	0	100	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	44	44	25	35	100	43.2	10mg/L 以下
	計		132	注1 123	注1 77		93.2	41.7
一般項目	電気伝導率	132						
	pH	132		5	5.5		96.2	5.8以上8.6以下
	水温	132						
	計	132		5			96.2	
合計		132	注1 123	注1 79		93.2	40.2	

注1：計、合計については、同一地点で複数検出された場合1地点とした。

注2：網かけは、環境基準値超過項目を示す。

注3：一般項目の測定地点数の計は、評価基準のあるpHの測定地点数とした。

(2) 深度別測定結果

調査井戸を「浅井戸」、「深井戸」、「その他」に区分し、区分ごとの調査結果をまとめると次のとおりである。

注：浅井戸…不圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されやすい。
深井戸…被圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されにくい。
(不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度が 30m を目途に分類)
その他…①浅井戸・深井戸の区別が不明のもの ②湧水

ア 概況調査 (メッシュ調査) (表 3-1-1, 3-1-2)

(ア) 浅井戸

環境基準項目については、測定した 236 地点中 181 地点で鉛、六価クロム、砒素、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、セレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ふっ素、ほう素の 14 項目のいずれかが検出 (検出率 76.7%) されており、このうち 26 地点でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の 3 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(達成率 89.0%)

(イ) 深井戸

環境基準項目については、測定した 60 地点中 60 地点でカドミウム、鉛、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ふっ素、ほう素の 12 項目のいずれかが検出 (検出率 100%) されており、このうち 12 地点で四塩化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の 4 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(達成率 80.0%)

(ウ) その他

環境基準項目については、測定した 23 地点中 18 地点でテトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ふっ素、ほう素の 4 項目のいずれかが検出 (検出率 78.3%) されていたが、すべての地点で環境基準を達成していた。(達成率 100%)

表 3-1-1 メッシュ調査—深度別測定結果（調査項目区分別集計）

深 度 区 分	測 定 地点数	環境基準項目				特殊項目		一般項目	全項目集計	
		検 出 地点数	検出率 (%)	達 成 地点数	達成率 (%)	検 出 地点数	達 成 地点数	達 成 地点数	検 出 地点数	達 成 地点数
浅井戸	236(180)	181	76.7	210	89.0	0	180	234	181	208
深井戸	60(60)	60	100	48	80.0	0	60	58	60	46
その他	23(19)	18	78.3	23	100	0	19	23	18	23
計	319(259)	259	81.2	281	88.1	0	259	315	259	277

注：()は、特殊項目の測定地点数

表 3-1-2 メッシュ調査—深度別測定結果（環境基準未達成項目）

深 度 区 分	達成地点数／測定地点数			
	四塩化炭素	トリクロエチレン	テトラクロエチレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
浅井戸	236/236	234/236	235/236	157/180
深井戸	58/60	53/60	54/60	59/60
その他	23/23	23/23	23/23	19/19
計	317/319	310/319	312/319	235/259

注：網掛けは超過しているもの

イ 概況調査（定点調査）（表 3-2-1, 3-2-2）

（ア）浅井戸

環境基準項目については、測定した 72 地点中 71 地点で鉛、砒素、四塩化炭素、1, 1, 1-トリクロエタン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、セレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ふっ素、ほう素の 10 項目のいずれかが検出（検出率 98.6%）されており、このうち 4 地点でテトラクロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の 2 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。（達成率 94.4%）

（イ）深井戸

環境基準項目については、測定した 27 地点中 26 地点でカドミウム、鉛、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 1, 1-トリクロエタン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ふっ素、ほう素の 10 項目のいずれかが検出（検出率 96.3%）されていたが、すべての地点で環境基準を達成していた。（達成率 100%）

表 3-2-1 定点調査—深度別測定結果（調査項目区分別集計）

深 度 区 分	測 定 地点数	環境基準項目				特殊項目		一般項目	全項目集計	
		検 出 地点数	検出率 (%)	達 成 地点数	達成率 (%)	検 出 地点数	達 成 地点数	達 成 地点数	検 出 地点数	達 成 地点数
浅井戸	72	71	98.6	68	94.4	0	72	72	71	68
深井戸	27	26	96.3	27	100	0	27	27	26	27
計	99	97	98.0	95	96.0	0	99	99	97	95

表 3-2-2 定点調査—深度別測定結果（環境基準未達成項目）

深 度 区 分	達成地点数／測定地点数	
	テトラクロエチレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
浅井戸	71/72	69/72
深井戸	27/27	27/27
計	98/99	96/99

注：網掛けは超過しているもの

ウ 定期モニタリング調査（表 3-3-1, 3-3-2）

(ア) 浅井戸

環境基準項目については、測定した 82 地点中 75 地点で砒素、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の 8 項目のいずれかが検出（検出率 91.5%）されており、このうち 39 地点で 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の 6 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。（達成率 52.4%）

(イ) 深井戸

環境基準項目については、測定した 46 地点中 44 地点で四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の 7 項目のいずれかが検出（検出率 95.7%）されており、このうち 36 地点で四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の 5 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。（達成率 21.7%）

(ウ) その他

環境基準項目については、測定した 4 地点中すべての地点で 1,1,1-トリクロロエタン、テトラクロ

す、**「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」**の3項目のいずれかが検出(検出率 100%)されており、このうち2地点で**「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」**が環境基準を達成していなかった。(達成率 50%)

表 3-3-1 定期モニタリング調査－深度別測定結果(調査項目区分別集計)

深 度 区 分	測 定 地点数	環境基準項目				一般項目	全項目集計	
		検 出 地点数	検出率 (%)	達 成 地点数	達成率 (%)	達 成 地点数	検 出 地点数	達 成 地点数
浅井戸	82(82)	75	91.5	43	52.4	77	75	41
深井戸	46(46)	44	95.7	10	21.7	46	44	10
その他	4(4)	4	100	2	50.0	4	4	2
計	132(132)	123	93.2	55	41.7	127	123	53

注：()は、一般項目の測定地点数

表 3-3-2 定期モニタリング調査－深度別測定結果(環境基準未達成項目)

深 度 区 分	達成地点数/測定地点数						
	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
浅井戸	14/14	21/23	29/34	30/31	34/45	36/45	18/39
深井戸	32/33	10/10	8/12	41/41	24/42	24/43	0/2
その他	0/0	1/1	0/0	1/1	1/1	1/1	1/3
計	46/47	32/34	37/46	72/73	59/88	61/89	19/44

注：網掛けは超過しているもの

(3) 利用用途別測定結果

調査井戸を「一般飲用」、「生活用水」、「工業用水」、「その他」に区分し、区分ごとの調査結果をまとめると次のとおりである。

注：一般飲用…一般家庭あるいは工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられる可能性のある井戸。
 飲用のほか生活用等にも用いられる井戸はこちらに分類する。
 生活用水…一般家庭あるいは工場・事業場等において、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
 工業用水…冷却等の工業用として用いられる井戸。工業・事業場の所有する井戸で生活用と共用の井戸は、主たる用途に基づいて分類する。
 その他…①上記以外の用途の井戸(農業用水、営業用水等) ②用途不明の井戸③不使用の井戸

ア 概況調査(メッシュ調査) (表 4-1-1, 4-1-2)

(ア) 一般飲用

環境基準項目については、測定した82地点中71地点で六価クロム、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ふっ素、ほう素の10項目のいずれかが検出(検出率86.6%)されており、このうち10地点で四塩化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の4項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(達成率87.8%)

(イ) 生活用水

環境基準項目については、測定した182地点中142地点で鉛、砒素、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ふっ素、ほう素の12項目のいずれかが検出(検出率78.0%)されており、このうち17地点でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の3項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(達成率90.7%)

(ウ) 工業用水

環境基準項目については、測定した11地点のすべての地点で六価クロム、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ふっ素、ほう素の10項目のいずれかが検出(検出率100%)されており、このうち3地点でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の3項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(達成率72.7%)

(エ) その他

環境基準項目については、測定した44地点中35地点で鉛、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ふっ素、ほう素の10項目のいずれかが検出(検出率79.5%)されており、このうち8地点でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の3項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(達成率81.8%)

表4-1-1 メッシュ調査—利用用途別測定結果(調査項目区分別集計)

用途区分	測定地点数	環境基準項目				特殊項目		一般項目	全項目集計	
		検出地点数	検出率(%)	達成地点数	達成率(%)	検出地点数	達成地点数	達成地点数	検出地点数	達成地点数
一般飲用	82(70)	71	86.6	72	87.8	0	70	81	71	71
生活用水	182(141)	142	78.0	165	90.7	0	141	179	142	162
工業用水	11(11)	11	100	8	72.7	0	11	11	11	8
その他	44(37)	35	79.5	36	81.8	0	37	44	35	36
計	319(259)	259	81.2	281	88.1	0	259	315	259	277

注:()は、特殊項目の測定地点数

表 4-1-2 メッシュ調査—利用用途別測定結果（環境基準未達成項目）

用途 区分	達成地点数／測定地点数			
	四塩化炭素	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
一般飲用	80/82	81/82	81/82	63/70
生活用水	182/182	180/182	180/182	128/141
工業用水	11/11	9/11	9/11	10/11
その他	44/44	40/44	42/44	34/37
計	317/319	310/319	312/319	235/259

注：網掛けは超過しているもの

イ 概況調査（定点調査） （表 4-2-1, 4-2-2）

（ア）一般飲用

環境基準項目については、測定した 24 地点のすべての地点で鉛、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ふっ素、ほう素の 8 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されており、このうち 1 地点でテトラクロロエチレンが環境基準を達成していなかった。（達成率 95.8%）

（イ）生活用水

環境基準項目については、測定した 38 地点の 37 地点で砒素、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ふっ素、ほう素の 8 項目のいずれかが検出（検出率 97.4%）されており、このうち 3 地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を達成していなかった。（達成率 92.1%）

（ウ）工業用水

環境基準項目については、測定した 16 地点中すべての地点で鉛、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ふっ素、ほう素の 8 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されているが、すべての地点で環境基準を達成していた。（達成率 100%）

（エ）その他

環境基準項目については、測定した 21 地点中 20 地点で鉛、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ふっ素、ほう素の 10 項目のいずれかが検出（検出率 95.2%）されているが、すべての地点で環境基準を達成していた。（達成率 100%）

表 4-2-1 定点調査—利用用途別測定結果（調査項目区分別集計）

用途区分	測定地点数	環境基準項目				特殊項目		一般項目	全項目集計	
		検出地点数	検出率(%)	達成地点数	達成率(%)	検出地点数	達成地点数	達成地点数	検出地点数	達成地点数
一般飲用	24	24	100	23	95.8	0	24	24	24	23
生活用水	38	37	97.4	35	92.1	0	38	38	37	35
工業用水	16	16	100	16	100	0	16	16	16	16
その他	21	20	95.2	21	100	0	21	21	20	21
計	99	97	98.0	95	96.0	0	99	99	97	95

表 4-2-2 定点調査—利用用途別測定結果（環境基準未達成項目）

用途区分	達成地点数／測定地点数	
	テトラクロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
一般飲用	23/24	24/24
生活用水	38/38	35/38
工業用水	16/16	16/16
その他	21/21	21/21
計	98/99	96/99

注：網掛けは超過しているもの

ウ 定期モニタリング調査（表 4-3-1, 4-3-2）

（ア）一般飲用

環境基準項目については、測定した 11 地点の 10 地点で砒素、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の 6 項目のいずれかが検出（検出率 90.9%）されており、このうち 3 地点で四塩化炭素、トリクロロエチレンのどちらかが環境基準を達成していなかった。（達成率 72.7%）

（イ）生活用水

環境基準項目については、測定した 70 地点中 65 地点で四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の 7 項目のいずれかが検出（検出率 92.9%）されており、このうち 38 地点で 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の 6 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。（達成率 45.7%）

（ウ）工業用水

環境基準項目については、測定した 24 地点中 23 地点で四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、

シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の7項目のいずれかが検出(検出率95.8%)されており、このうち18地点でシス-1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の4項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(達成率25%)

(エ) その他

環境基準項目については、測定した27地点中25地点で四塩化炭素、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の7項目のいずれかが検出(検出率92.6%)されており、このうち18地点でシス-1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の4項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(達成率33.3%)

表4-3-1 定期モニタリング調査—利用用途別測定結果(調査項目区分別集計)

用途区分	測定地点数	環境基準項目				一般項目	全項目集計	
		検出地点数	検出率(%)	達成地点数	達成率(%)	達成地点数	検出地点数	達成地点数
一般飲用	11(11)	10	90.9	8	72.7	11	10	8
生活用水	70(70)	65	92.9	32	45.7	67	65	32
工業用水	24(24)	23	95.8	6	25.0	24	23	6
その他	27(27)	25	92.6	9	33.3	25	25	7
計	132(132)	123	93.2	55	41.7	127	123	53

注:()は、一般項目の測定地点数

表4-3-2 定期モニタリング調査—利用用途別測定結果(環境基準未達成項目)

用途区分	達成地点数/測定地点数						
	四塩化炭素	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
一般飲用	4/5	2/2	2/2	6/6	6/8	7/7	2/2
生活用水	14/14	20/22	27/32	29/30	32/39	26/41	13/31
工業用水	15/15	6/6	3/5	21/21	12/23	14/23	0/1
その他	13/13	4/4	5/7	16/16	9/18	14/18	4/10
計	46/47	32/34	37/46	72/73	59/88	61/89	19/44

注: 網掛けは超過しているもの

5 汚染井戸周辺地区調査の測定結果

メッシュ調査で環境基準を超過した 38 地点のうちの 19 地点、定点調査で環境基準を超過した 4 地点のうち 1 地点、定期モニタリング調査で新たに環境基準を超過した 1 地点、合わせて 21 地点について、その汚染範囲を確認するために、汚染井戸周辺地区調査を実施し、8 市 2 町の 121 地点の水質を測定した。

(1) 川崎市多摩区堰地区

メッシュ調査において、川崎市多摩区堰の調査地点でテトラクロエチレンが環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺 13 地点の計 14 地点について調査したところ、調査した 5 項目のうち、テトラクロエチレンが 4 地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
1, 1-ジクロロエチレン	14	0	0	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	14	0	0	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	14	6	0	—
トリクロロエチレン	14	3	0	—
テトラクロエチレン	14	14	4	0.038

(2) 川崎市中原区下小田中地区

定点調査において、川崎市中原区下小田中の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺 5 地点の計 6 地点について調査したところ、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が 1 地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	6	1	13

(3) 横浜市港北区篠原町地区

メッシュ調査において、横浜市港北区篠原町の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺 2 地点の計 3 地点について調査したところ、1 地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	3	1	11

(4) 横浜市港北区菊名地区

メッシュ調査において、横浜市港北区菊名の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺 4 地点の計 5 地点について調査し

たところ、1地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	5	1	13

(5) 横浜市中区箕沢地区

メッシュ調査において、横浜市中区箕沢の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺3地点の計4地点について調査したところ、環境基準を超過した地点はなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	4	0

(6) 相模原市相模台地区

定期モニタリング調査において、相模原市相模台の調査地点で新たにテトラクロエチレンが環境基準を超過したことから、当該地点とその周辺11地点について調査したところ、調査した4項目のうちトリクロエチレンが5地点、テトラクロエチレンが4地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
四塩化炭素	12	2	0	—
1,1,1-トリクロエタン	12	9	0	—
トリクロエチレン	12	11	5	0.055
テトラクロエチレン	12	11	4	0.038

(7) 藤沢市打戻地区

メッシュ調査において、藤沢市打戻の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、その周辺4地点について調査したところ、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が1地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	3	1	18

(8) 藤沢市菖蒲沢地区

メッシュ調査において、藤沢市菖蒲沢の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、その周辺5地点について調査したところ、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が1地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	5	1	19

(9) 藤沢市用田地区

メッシュ調査において、藤沢市用田の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、その周辺4地点について調査したところ、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過した地点はなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	3	0

(10) 藤沢市葛原地区

メッシュ調査において、藤沢市葛原の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、その周辺2地点について調査したところ、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過した地点はなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	2	0

(11) 大和市柳橋地区

メッシュ調査において、大和市柳橋の調査地点で四塩化炭素が環境基準を超過していたことから、その周辺3地点について調査したところ、調査した6項目のうち、テトラクロエチレンが1地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
四塩化炭素	3	3	0	—
1,1-ジクロロエチレン	3	0	0	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	3	0	0	—
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	0	—
トリクロロエチレン	3	2	0	—
テトラクロエチレン	3	2	1	0.011

(12) 大和市深見上和田地区

メッシュ調査において、大和市深見及び上和田の調査地点でトリクロロエチレン及びテトラクロエチレンが環境基準を超過していたことから、その周辺の2地点について調査したところ、環境基準を超過した地点はなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数
四塩化炭素	2	0	0
1, 1-ジクロロエチレン	2	0	0
シス-1, 2-ジクロロエチレン	2	0	0
1, 1, 1-トリクロロエタン	2	2	0
トリクロロエチレン	2	2	0
テトラクロロエチレン	2	2	0

(13) 三浦市南下浦町上宮田地区

メッシュ調査において、三浦市南下浦上宮田の調査地点で鉛が検出されていたことから、当該地点とその周辺4地点の計5地点について調査したところ、調査した2項目のうち、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が2地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
鉛	5	1	0	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	5	2	24

(14) 伊勢原市沼目地区

メッシュ調査において、伊勢原市沼目の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺9地点の計10地点について調査したところ、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が4地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	10	4	34

(15) 城山町川尻地区

メッシュ調査において、城山町川尻の調査地点でテトラクロロエチレンが環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺5地点の計6地点について調査したところ、調査した2項目のうち、テトラクロロエチレンが2地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
1, 1, 1-トリクロロエタン	6	5	0	—
テトラクロロエチレン	6	3	2	0.036

(16) 愛川町角田地区

メッシュ調査において、愛川町角田の調査地点でカドミウムが検出されたことから、当該地点とその周辺5地点の計6地点について調査したところ、環境基準を超過した地点はなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数
カドミウム	6	0	0

(17) 秦野市堀山下地区

メッシュ調査において、秦野市堀山下の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺5地点の計6地点について調査したところ、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が1地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	6	1	16

(18) 秦野市今泉地区

メッシュ調査において、秦野市今泉の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺6地点の計7地点について調査したところ、環境基準を超過した地点はなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	7	0	—

(19) 秦野市北矢名地区

メッシュ調査において、秦野市北矢名の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺5地点の計6地点について調査したところ、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が1地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	6	1	16

(20) 秦野市上大槻地区

メッシュ調査において、秦野市上大槻の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺4地点の計5地点について調査したところ、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が2地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	5	2	15

(21) 秦野市柳川地区

メッシュ調査において、秦野市柳川の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺5地点の計6地点について調査したとこ

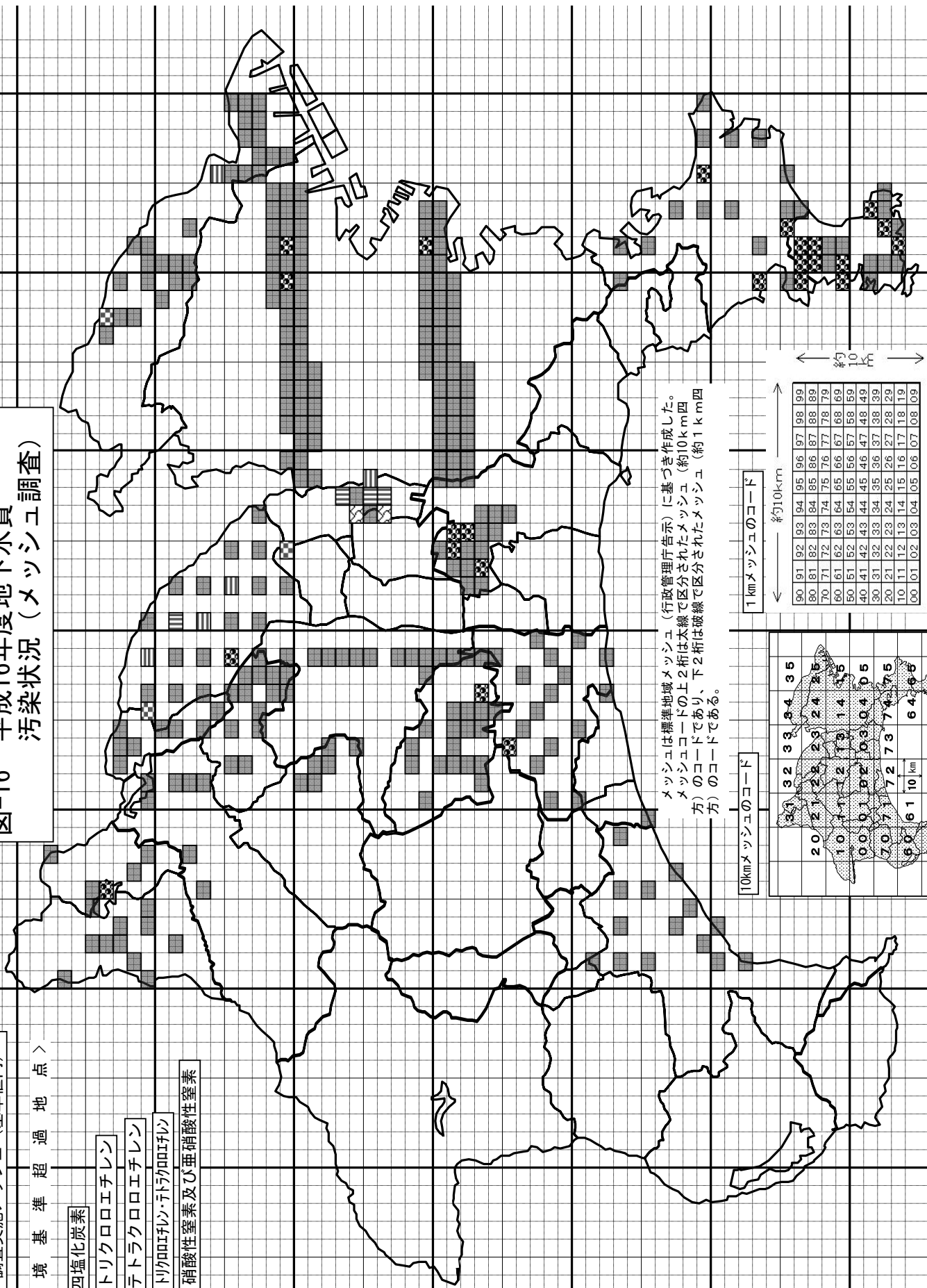
ろ、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が1地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	超過地点最高濃度
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	6	1	22

6 地下水質汚染状況図

図-16 平成16年度地下水質汚染状況（メッシュ調査）

- 調査実施メッシュ（基準値内）
- ＜ 環境基準超過地点 ＞
- 四塩化炭素
- トリクロロエチレン
- テトラクロロエチレン
- トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素



メッシュは標準地域メッシュ（行政庁告示）に基づき作成した。メッシュコードの上2桁は太線で区分されたメッシュ（約10km四方）のコードであり、下2桁は破線で区分されたメッシュ（約1km四方）のコードである。

10kmメッシュのコード

31	32	33	34	35	
20	21	22	23	24	25
10	11	12	13	14	15
00	01	02	03	04	05
70	71	72	73	74	75
60	61	10 km	64	65	
50	51		54	55	

1kmメッシュのコード

90	91	92	93	94	95	96	97	98	99
80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
00	01	02	03	04	05	06	07	08	09

図-17 平成16年度地下水質
汚染状況（定点調査）

○ 定点調査地点（基準値内）

△ 環境基準超過地点

● 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

▲ テトラクロロエチレン

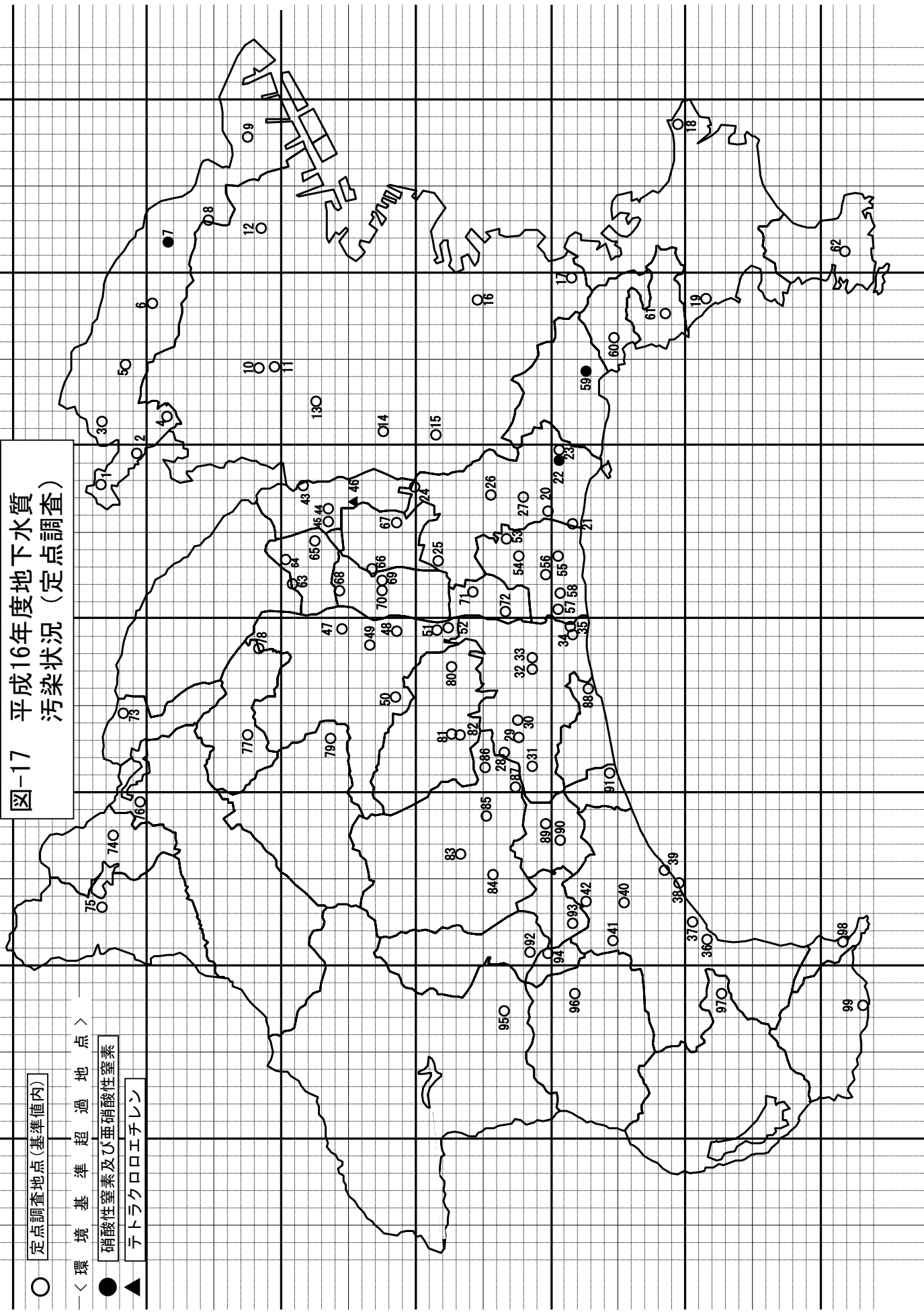
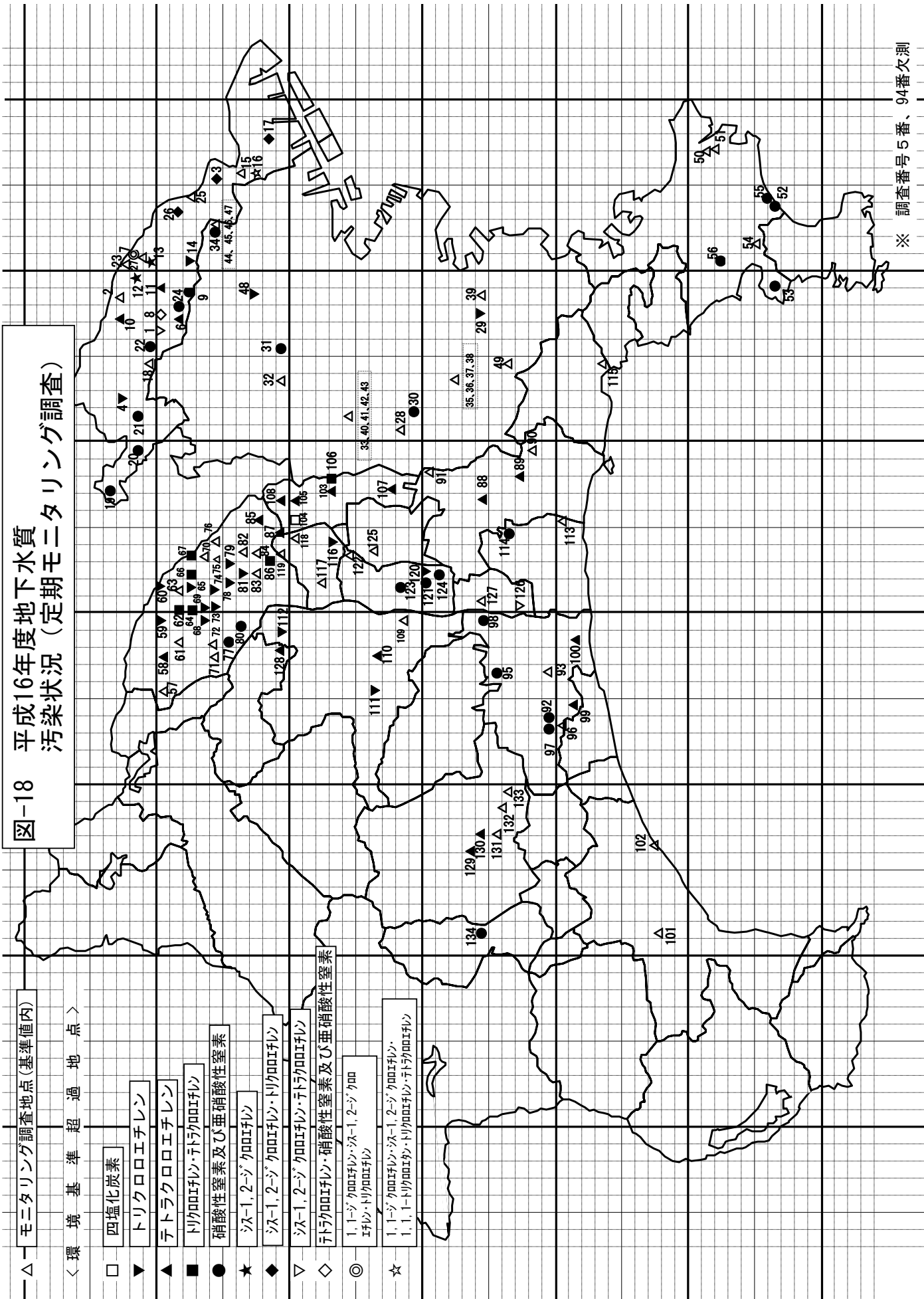


図-18 平成16年度地下水質汚染状況(定期モニタリング調査)



※ 調査番号5番、94番欠測